

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日か、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 肥料の分析結果の概要
- ブルセラ病検査等の実施
- 結核病検査の実施
- 木材業者及び製材業者の登録
- 入会林野整備計画の認可
- 土地収用法による事業の認定
- 開発行為に関する工事の完了
- ◇ 選管告示 個人演説会を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告

告 示

鳥取県告示第二百五十七号
 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月から同年十二月までに収去した肥料の分析結果

の概要を、同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

昭和五十五年三月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

肥料の種類	保証票添附者	検査点数	うち不 格点数
熔成りん肥	西武化学工業株式会社	三	〇
水産動物質肥料	株式会社小林商店	六	〇
粉末	株式会社上野	六	〇
蒸製骨粉	大平産業株式会社	三	〇
北谷てる子	北谷てる子	三	〇
ひまし油かす及びその粉末	豊国製油株式会社	三	〇
混合有機質肥料	富山魚糧株式会社	三	〇
魚廃物加工肥料	株式会社小林商店	三	〇
第一種複合肥料	住友化学工業株式会社	十八	〇
九州化学工業株式会社	九州化学工業株式会社	三	〇
三興株式会社	三興株式会社	三	〇
宇部興産株式会社	宇部興産株式会社	六	〇
中央化成株式会社	中央化成株式会社	十二	〇
コウノシマ化成株式会社	コウノシマ化成株式会社	九	〇
貴島産業株式会社	貴島産業株式会社	三	〇
清和肥料工業株式会社	清和肥料工業株式会社	六	〇
関西日産化学株式会社	関西日産化学株式会社	九	〇
トリア化成株式会社	トリア化成株式会社	三	〇
多木化学株式会社	多木化学株式会社	九	〇

鈹さいけい酸質肥料	炭酸カルシウム肥料	生石灰	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
-----------	-----------	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

日新化成工業株式会社	東洋肥料株式会社(愛知)	片倉チッカリン株式会社	東洋瓦斯化学工業株式会社	三井東洋化学株式会社	日東肥料化学工業株式会社	トモエ化学工業株式会社	大東肥料株式会社(熊本)	理研農産化工株式会社	昭和化成肥料株式会社	日産化学工業株式会社	旭化成工業株式会社	三菱化成工業株式会社	豊生肥糧株式会社	光興業株式会社	鳥取県経済農業協同組合連合会	中山町農業協同組合	村松石灰工業株式会社	上田石灰製造株式会社	新鉱工業株式会社	興農株式会社	
六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	九	六	三	六	三	三	三	三	三	三	三	三

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

鳥取県告示第百五十八号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、ブルセラ病検査、結核病検査、ニューカッスル病検査、ひな白痢検査、マイコプラズマ病検査、腐蛆病検査、馬伝染性貧血検査、炭疽予防注射及び気腫疽予防注射を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条第一項の規定に基づき、対象家畜の所有者に対して検査又は注射を受けることを命ずる。

昭和五十五年三月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ニューカッスル病、ひな白痢、マイコプラズマ病、腐疽病、馬伝染性貧血、炭疽及び気腫疽予防のため

二 実施する区域

1 ブルセラ病検査、ニューカッスル病検査、ひな白痢検査、マイコプラズマ病検査、腐蛆病検査、炭疽予防注射及び気腫疽予防注射

県下全域

2 結核病検査

県下全域（米子市、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町を除く。）

3 馬伝染性貧血検査

鳥取市湖山町南四丁目及び越路、米子市新良路、西伯郡大山町赤松
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 ブルセラ病検査

(一) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

鳥取市、米子市、境港市、国府町、岩美町、青谷町、船岡町、河原町、大栄町、東伯町、東郷町、三朝町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町及び溝口町

(二) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの

倉吉市、福部村、気高町、鹿野町、郡家町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町、泊村、関金町、羽合町、赤碕町、江府町、日野町及び日南町

(三) (一)及び(二)以外の牛で昭和五十五年四月一日以降放牧しようとするもの

2 結核病検査

(一) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

1の(一)に掲げる区域(米子市、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町を除く。)

(二) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの

1の(二)に掲げる区域

(一)及び(二)以外の牛で昭和五十五年四月一日以降放牧しようとするもの

もの

3 ニューカッスル病検査 鶏

4 ひな白痢検査 種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

5 マイコプラズマ病検査 種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

鶏

6 腐蛆病検査 みつばち

7 馬伝染性貧血検査 馬

8 炭疽及び気腫疽予防注射 昭和五十五年四月一日以降放牧しようとする牛

四 実施の期日

昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで

五 検査の方法

1 ブルセラ病検査 プルセラ急速凝集反応及び試験管凝集反応

2 結核病検査 ツベルクリン検査皮内反応

3 ニューカッスル病検査 臨床検査及びHI枯体検査

4 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

5 マイコプラズマ病検査 臨床検査及び急速凝集反応

6 腐蛆病検査 肉眼的検査及び細菌学的検査

7 馬伝染性貧血検査 寒天ゲル内沈降反応検査

8 炭疽 炭疽予防液皮内又は皮下注射

9 気腫疽 気腫疽予防液皮下注射

鳥取県告示第二百五十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第三十一条第二項の規定に基づき、結核病検査を次のとおり実施する。

昭和五十五年三月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 実施の目的

結核病予防のため

二 実施する区域

米子市、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

木材業者

登録番号	登録年月日	住 所	氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名
鳥木第三一号	昭和五十五年一月二十三日	鳥取市湖山町高隈一〇六五	佐々木商事株式会社 佐々木 丈 夫
〃 三二二号	昭和五十五年二月十三日	〃 〃 一〇四二	鳥取製材協同組合 西 川 博 三
倉木第一〇〇号	昭和五十五年二月十四日	倉吉市岡五八	門 脇 久 米 蔵
〃 一〇一号	〃	〃 上米積四五九	谷 本 毅
〃 一〇二号	〃	東伯郡大栄町亀谷三九五	松 田 寿 徳
〃 一〇三号	昭和五十五年二月二十五日	〃 赤碓町出上三一四一六	前 田 智 章
〃 一〇四号	昭和五十五年二月二十九日	倉吉市上米積東一四一五	沢 田 昭 信

四 実施の期日

昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで

五 検査の方法

ツベルクリン検査皮内反応

鳥取県告示第二百六十号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号)第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年三月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号
 鳥製第二六号
 倉製第六二号

登録年月日
 昭和五十五年一月二十三日
 昭和五十五年一月二十八日

住所
 鳥取市湖山町高隈一〇六五
 東伯郡大栄町六尾一六〇

法人の名称及び代表者の氏名
 佐々木商事株式会社 佐々木 文 夫
 三陽木材株式会社 松 田 安 弘

鳥取県告示第二百六十一号

東伯郡東伯町大字福永二四四番地の一福永入会林野整備組合組合長山本必明から申請のあつた福永入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十五年三月十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年三月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 起業者の名称
 淀江町
- 二 事業の種類

淀江町老人福祉センター建設事業

- 三 起業地
- 1 収用の部分
 西伯郡淀江町大字淀江字井尻地内
- 2 使用の部分
 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
 淀江町役場

鳥取県告示第二百六十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年三月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号
 昭和五十四年十一月十六日鳥取県指令受都計第三百八十九号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡東伯町大字八橋字東崩レ、字崩レ及び字東頭無シ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡東伯町大字徳万五九一番地二

東伯町

東伯町長 永代 寿男

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

河原町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設の指定を次のとおり解除した旨の報告があつたので、告示する。

昭和五十五年三月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

施設の名称 所在地

河原町体育館 八頭郡河原町大字長瀬四七番地

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】